

【61解説文】経費節約ニ付西洋紙使用通牒（大正四年：一九一五）（表紙）

「大正四年
県会雑件
町村歳入出決算
通牒其ノ他

庶務 知事官房」

（朱書）

「庶務課長」印

「課僚」印 印 印 印 印

官第八九号
大正四年三月三十一日

印 印 印 印 印

知事官房印（群馬県知事官房）

内務部
庶務課長殿

西洋紙使用ノ件依命通牒

（西洋紙使用の件依命（いめい）通牒（つうちょう））

経費ノ節約及写字ノ敏捷ヲ図ル為、諸

（経費の節約及び写字の敏捷（びんしょう）を図る為（ため）、諸）

用紙類ハ可レ成西洋紙ヲ使用致度候ニ付、

（用紙類は成るべく西洋紙を使用致し度候に付、）

左記ノ通御心得相成度

（左記の通り御心得相成り度）

記

一回議用紙 印刷出来シアリ、会計課へ請求アリタシ

一回議用紙 印刷出来しあり、会計課へ請求ありたし

一往復用紙 本用紙ハ発送費ノ関係上、郵送

一往復用紙 本用紙は発送費の関係上、郵送

スル文書ニハ使用セサルコト、但シ一封ニシテ其重量

（する文書には使用せざること、但（ただ）し一封にして其（そ）の重量）

ノ為ニ、郵便料金ニ異動ヲ及ハササル場合は、此（ニ）

ノ限ニアラス

（の限りにあらず）

一右ノ外、諸用紙（帳簿ヲ含ム）類印刷ノ場合ハ、差支

（一右の外、諸用紙（帳簿を含む）類印刷の場合は、差し支（つか）え）

ナキ限り可レ成洋紙トスルコト

（なき限り成るべく洋紙とすること）